

## 南砺市農業委員会第6回総会会議録

- 1.招集日時 平成29年 12月 7日
- 2.開会時刻 平成30年 1月 9日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成30年 1月 9日 午後3時00分
- 4.場 所 城端庁舎 3階 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	織田 直信	出	11	堀 文夫	出
2	鍋島 守	出	12	藤永 隆夫	出
3	中村 三郎	出	13	山本 弘	出
4	片山 昌作	出	14	山土 修一	出
5	當田 衛	出	15	齊藤 十明	出
6	杉森 桂子	出	16	上田 憲仁	出
7	林 正一	出	17	澁谷 均	欠
8	中川 寿	出	18	松平 勝	出
9	荒木 健二	出	19	瀧 由記男	出
10	北島 文子	出	20	前川 十一	出

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

議案第27号 農用地利用集積計画（案）について

第3 報告事項

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による  
通知書について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、只今から、第 6 回南砺市農業委員会 1 月の総会を開催いたします。新年あけましておめでとうございます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。本日の欠席委員は 1 名で 20 名中、出席委員 19 名は、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 改めまして新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。穏やかな新年を迎えたわけですが、農政に関しましては、来年度、平成 30 年度に減反政策が廃止、そして補助金 7,500 円が廃止という厳しい条件が待っております。昨年 12 月 15 日に南砺市農業再生協議会が開催されまして、県から示された米の生産数量を協議したいということで、米の数量的には 22,086 t 等少なくなるということで、県から表示されたわけでございます。これに基づきまして各地区では、水田協議会が開催されたわけでありまして。皆様方のご協力を得て、この数字を以って県で示していきたいということでありました。簡単ではございますが、只今より会議に入らせていただきます。

会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は 10 番の委員、12 番の委員の 2 名の方よろしくお願いいいたします。それでは議事に入ります。

議長 附議議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 25 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 2 件の申請がありました。面積は 田 23,281.22 m<sup>2</sup>

事務局

畑 23.00 m<sup>2</sup> 計 23,304.22 m<sup>2</sup>です。

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番につきまして、譲り渡し人は、現在市外に居住しており、父が亡くなった後、農地の維持、耕作や管理をしてきましたが、今後のことを考えると困難となってきたため、申請地近隣に農地を耕作している方に譲り渡すものです。

受付番号 2 番です。

受付番号 2 番は、所有権者が既に亡くなっており、法定相続人もいないことから、相続財産管理人より申請されたもので、耕作や管理ができないため、申請地近隣に農地を所有の方に譲り渡すものです。

いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 26 号 農地法第 5 号の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 26 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は、3 件の申請がありました。面積は田のみ 14,325.00 m<sup>2</sup> です。

砂利採取 1 件 田 5 筆 14,077.00 m<sup>2</sup>

分家住宅	1 件	田	1 筆	200.00 m <sup>2</sup>
市営住宅敷地	1 件	田	1 筆	48.00 m <sup>2</sup>
計			7 筆	14,325.00 m <sup>2</sup>

事務局

受付番号 1 番です。

このたび、農用地区域内農地において、砂利採取にあたり、一時転用申請がございました。申請者は、申請地 田合計 14,077 m<sup>2</sup>の農地を最大掘削深度 10m以内とし、採取土量 77,728 m<sup>3</sup>を予定とし、砂利層を採掘し採取場の周辺には、採取看板、洗車場、防護柵を施し、危険防止の措置を講じます。

また、採取跡地を良質の土壌で埋め戻し、地力増大を計るために実施するものです。採取及び埋戻期間は、平成 30 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までとし、2 年間使用するため、今回、申請に及んだものです。

農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地帯として利用すべき定められた土地の区域ということで、仮設工作物の設置その他の一時転用となります。受付番号 2 番です。

続きまして受付番号 2 番です。申請人は申請地を住宅敷地として転用するものです。昨年、夫の都合で三重県から私の実家のあるこの市に引っ越してまいりました。子供の成長が著しくわかる時期なのか、最近特に手狭だと感じるようになり、また、子供のためにも祖父母の近くで生活させたく、自己所有の家を建てたいなど考えるようになりました。現在実家には、私の両親のほかにも兄も同居しておりますが、農繁期には、人手不足になりがちなので、私たち夫婦も協力していきたいと考えております。

農地区分は、公共施設整備済区域（申請に係る農地から概 500m以内に医療機関が二つある）ことから、3 種農地に該当すると考えられます。

次に受付番号 3 番です。

申請人は、申請地を市営住宅敷地として転用するものです。

この申請地は、昭和 62 年から平成元年にかけて建築された 5 棟の市営住宅で、行革・施設管理課からの譲渡により、一部民間敷地として判明したため、今回、是正するものです。

農地区分は、低生産性小集団農地ということから、2 種農地に該当すると考えられます。

議長

以上、3 件の中のうち、1 件に 3,000 m<sup>2</sup>以上のものがござい

議長 ますので、担当委員からコメントをいただくことにします。

担当委員 この申請地につきましては、隣接耕作者の両者から承認をいただき、それに伴い、土地改良区、地元理事及び総代の理事等からも承認をいただきましたことを受け、承諾したところであります。

議長 その他、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第26号農地法第5条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして次の議題へ進みます。

議案第27号農用地利用集積計画(案)のについて議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第27号について議案書をもとに内容説明＝

事務局 今回は設定が86件、161筆の申請がありました。面積は、田のみ 233, 112.61.00 m<sup>2</sup> です。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び。農地中間管理機構の推進に関する法律、第18条第4項の条件を満たしているものと考えます。

農地流動化面積 新規設定 2筆 32a 再設定 88筆 14.78ha 合計 90筆 15.10ha 再転貸 71筆 8.21ha 合計 71筆 8.21ha です。第18条第6項の解約 8筆 94a です。農地流動化状況として、1月9日は48.98% 12月6日48.99%で0.01%減です。次に区域別流動化面積詳細ですが、城端地区で新規設定が、1筆 2,968 m<sup>2</sup> 再設定 11筆 39,389

m<sup>2</sup> 平地区で再設定 6 筆 6,330 m<sup>2</sup> 上平地区で再設定 1 筆 1,369 m<sup>2</sup> 利賀地区 再設定 9 筆 4,753 m<sup>2</sup> 井波地区で再設定 6 筆 11,444 m<sup>2</sup> 井口地区 再設定 1 筆 2,337 m<sup>2</sup> 福野地区 新規設定 1 筆 244 m<sup>2</sup> 再設定が 42 筆 76,448 m<sup>2</sup> 転貸 67 筆 74,142 m<sup>2</sup> 福光地区 再設定 6 筆 5,726 m<sup>2</sup> 転貸 4 筆 7,963 m<sup>2</sup> 合計の新規設定は、3,212 m<sup>2</sup> 再設定は 147,796 m<sup>2</sup> 転貸が 82,105 m<sup>2</sup>です。

今回の申請の主な利用権設定を受ける者として、農事組合法人福野町圃場管理センターで 39 筆 7.4ha で以下、順番に掲載してございます。

議長 以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 27 号農用地利用集積計画(案)の決定に対し、意見決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 報告事項に入ります。

議長 報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について議題とします。事務局より説明を求めます。

＝報告第 11 号についての議案書をもとに既読・説明＝

事務局

今回は、8 件の届出がありました。面積は、田のみ 9,372.00 m<sup>2</sup> です。

受付番号 1 番につきましては、市へ売買したことによるものです。

受付番号 2 番、3 番につきましては、今後は、有限会社と利用権設定するものです。

受付番号 4 番から 7 番につきましては、一度解約して、新たな方と利用権設定するものです。

受付番号 8 番につきましては、既に公衆用道路になっているものです。

議長 これらについて、何かご質問、ご意見などございますか。

議長 続いてその他にうつります。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

＝平成 30 年産米の生産目標の提示について既読・説明＝  
(事務局より説明)

事務局長

まずは、平成 30 年産米の需要量に関する情報についてですが、全国では、735 万トンで 29 年産と同等でありまして、富山県では、新聞誌上でもご存じかと思いますが 181,695 トンと発表されております。次の 2 の平成 30 年産米の水田協別生産目標は県から配分されたものであります。これに基づきまして水田協別、農協ごとに配分したものが、一覧表に示してございます。これは数量であり、それに併せまして面積に換算しまして、3 番の平成 30 年産米の水田協議会別作付面積目標という一覧表です。これにつきましては、単収ということで、過去 7 年間中、最低最高を引きまして 7 中 5 の平均をとりまして、525 k g に基づき面積に換算したものでございます。その面積につきましては、4,211ha を振り分けたということでもあります。南砺市の場合、どこからずっとやってきていることなのですが、有機栽培を一部、若干やっております、これが収量としては少ないということで概ね 2 割減収ということで、割り当てて平均 525 k g になるように計算しております。総代の中では、ひとつは国の直接関与がなくなると、このような配分はこのような形式でやる方を全国的におられて、特に平成 30 年産はこのような形式になっていくか懸念しているところです。どこまで規制していけばいいのか、難しくなっております。ただ、野放しにフリーというわけにいかないということが、県であり、市でも考えていかななくてはならないところです。骨だけに頼らない農業というよう

事務局長 | なことで、米以外の農産物の生産というような話と今後の南砺市の未来いくちょうというようなことも進めていかななくてはならないというような話もでております。その中でも集落営農は、南砺市において多数ございますのが、労働力といたしますか、今後の担い手側が、非常に先が見えないといったことで一部のところでは、また集落営農の合併であるとかいう話もでてきています。この方法がどのようになっていくかはわかりませんが、簡単なわけにいかず、市も県や農協さんと協議しながら、生産調整も協力していきたいと思っております。また、このような協議につきまして、農業委員の皆様と協議してまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

議長 | 全体を通しまして何かご意見、質問等ございませんか。

委員 | 今まで担保するうえで、支払い関係の規制みたいのはありますか。

事務局長 | こちらとしては規制しないということですから、しない以上、それに対する規制はしないです。例えば 7,500 円などの保証するものもない。そのかわり、国はより自由に生産してある程度で限界を超えたら、バランスのとり方を考える。制度的には、法律的には自主的に農業関係者、農業者が中心になって過剰生産を調整しながら、実行していこうという考え方です。

委員 | わかりました。

議長 | その他に何かございますか。

議長 | ないようでしたら、議案報告事項はすべて終わりましたので、本日の委員会を終了させていただきます。

○次回の農業委員会 平成 30 年 2 月 1 日(木) 午後 2 時

以上で、南砺市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 00 分)



議事録が正確であることを証します。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長